徳 免 第 2 7 4 号
令 和 4 年 5 月 1 1 日

各　部　課　長
各 警 察 署 長　殿
（回議先　交通課長）

保存期間	10年 (令和15年3月31日まで)

徳 島 県 警 察 本 部 長

運転免許取得者等教育に係る事務処理上の留意事項について（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の２に規定する運転免許取得者教育の認定に係る事務処理については、運転免許取得者教育の認定について（平成14年５月29日徳免甲第156号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところである。この度、法及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下「認定教育規則」という。）の一部が改正されることを受け、運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則（令和４年徳島県公安委員会規則第９号。以下「県規則」という。）が制定され、令和４年５月13日から施行されることから、新たに運転免許取得者等教育に係る事務処理上の留意事項を次のとおり定め、前同日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、前同日をもって廃止する。

記

１　認定申請に添付する書類の様式

県規則第２条第２項に規定する運転免許取得者等教育認定申請書に添付する書類は、次に掲げる様式又はこれらの様式に準じたものとする。

(1)　認定教育規則第５条第２項第２号に規定する運転免許取得者等教育指導員名簿　運転免許取得者等教育指導員名簿（別記様式第１号）

(2)　認定教育規則第５条第２項第３号に規定する誓約する書面　誓約書（別記様式第２号）

(3)　認定教育規則第５条第２項第３号イ(2)に規定する経験を証する書面　運転免許取得者等教育経歴証明書（別記様式第３号）

２　認定の審査

認定の審査に当たり、法第108条の32の２第１項第３号に定める事項の審査は、次の事項に留意して行うものとする。

(1)　「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であること

認定教育規則第５条第２項各号に掲げる書類を基に、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の教育事項、教育方法等がそれぞれ交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）の内容に照らし合わせ妥当なものかどうか審査すること。

(2)　「課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準」の審査

ア　教育事項

認定教育規則第４条第３項第１号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者等教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当する。

イ　教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定教育規則第４条第１項第３号及び第３項第２号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

３　更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程の認定の審査

更新時講習同等課程（認定教育規則第１条第６号に掲げる課程をいう。以下同じ。）又は高齢者講習同等課程（同条第３号に掲げる課程をいう。以下同じ。）の認定の審査に当たっては、２の(1)及び次に掲げる事項について留意すること。

(1)　教育計画書

認定教育規則第５条第２項第７号に規定する教育計画書については、次に掲げる事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア　認定教育規則第４条第１項第２号の表又は同条第２項第２号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ　１回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ　年間の実施回数

エ　その他必要事項

(2)　課程の基準の適合性

ア　更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が更新時講習の運用について

（平成27年３月30日警察庁丙運発第12号）及び更新時講習の運用に関する細目について（令和２年４月１日警察庁丁運発第53号）に準拠しており、かつ、更新時講習（法第108条の２第１項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ　高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が高齢者講習の運用について（令和４年３月２日警察庁丙運発第８号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び高齢者講習の運用に関する細目について（令和４年３月２日警察庁丁運発第48号）に準拠しており、かつ、高齢者講習（法第108条の２第１項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

(ｱ)　ならし走行を含め、受講者１人当たり少なくとも20分間行われること。

(ｲ)　受講者１人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

4　認定文字の使用等

(1)　「公安委員会認定」という文字を冠した名称の使用

ア　法第108条の32の２第３項の規定により徳島県公安委員会が認定した運転免許取得者等教育の課程について「徳島県公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いることは差し支えないが、これ以外の文字を冠した名称を用いることは、運転免許取得者等教育を受けようとする者等を混乱させ、法第108条の32の２第３項違反を助長するおそれがあることから、用いないように指導すること。

イ　「徳島県公安委員会認定」の文字を冠した名称は、運転免許取得者等教育の課程について用いることができるものであり、施設の名称等について同文字又は類似の文字を用いることのないよう指導すること。

(2)　法第108条の32の２第３項違反の事件処理

ア　公安委員会の認定を受けないで「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いている者を発見したときは、運転免許課長に速報すること。

イ　アの速報を受けた運転免許課長は、その者の住所地の地方裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知すること。

5　課程の名称

公安委員会の認定を受けようとする運転免許取得者等教育の課程の名称については、当該教育を行おうとする者が自由に設定して差し支えない。

6　帳簿の様式

認定教育規則第９条の規定により更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程を行う者が備えることとされている帳簿の様式は、特定教育記録簿（別記様式第４号）又は同様式に準じた任意のものとする。

7　高齢者講習同等課程に係る報告について

県規則第８条第１項第２号に規定する高齢者講習同等課程の実施に係る報告に当たっては、次に掲げる様式を使用させること。

ア　高齢者講習同等課程実施状況報告書（75歳未満）（別記様式第５号）

イ　高齢者講習同等実施課程状況報告書（75歳以上）（別記様式第６号）

ウ　高齢者講習同等課程実施状況報告書（臨時）（別記様式第７号）

別記様式第１号（１関係）

運　転　免　許　取　得　者　等　教　育　指　導　員　名　簿

住　所	氏　名 生年月日	免　許　取　得　年　月　日									運転適性 指導者 取得年月日	応急救護 指導者 取得年月日	高齢者講習 指導員 取得年月日
		大　型	中　型	準中型	普　通	大　特	け　引	大自二	普自二	原　付			

別記様式第２号（１関係）

誓　　　約　　　書

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第２条第１号ロ(2)及び(3)のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

徳島県公安委員会　殿

誓約者

氏　　名

別記様式第３号（１関係）

運　転　免　許　取　得　者　等　教　育　経　歴　証　明　書

申請者	住　所	
	氏　名	
	生年月日	

	年　月　日	内　容	備　考
証明事項	年　月　日 ～ 年　月　日		
	年　月　日 ～ 年　月　日		
	年　月　日 ～ 年　月　日		
	年　月　日 ～ 年　月　日		
	年　月　日 ～ 年　月　日		

年　　月　　日現在の運転免許取得者等教育経歴は、上記のとおりであることを証明します。

年　月　日

証明者　　　　　　　㊞

別記様式第４号（６関係）

<table>
<tr><td colspan="6">特　定　教　育　記　録　簿
（　○　○　講　習　同　等　課　程　）

自　　　　年　　月　　日　　　　　名　称
至　　　　年　　月　　日　　　　　代表者</td></tr>
<tr><td>番
号</td><td>氏　　　名
生 年 月 日</td><td>住　　　　　所</td><td>性
別</td><td>指導員氏名</td><td>教育実施年月日
教育終了年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第5号（7関係）

高齢者講習同等課程実施状況報告書（75歳未満）

年　　月　　日

徳島県公安委員会　殿

（教習所名）
管理者

番号	免許証番号	氏　　名 生　年　月　日	講　習　日 講　習　番　号	実車の有無	受講期間の確認	備　考
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	

別記様式第6号（7関係）

高齢者講習同等課程実施状況報告書（75歳以上）

年　　月　　日

徳島県公安委員会　殿

（教習所名）
管理者

番号	免許証番号	氏　　名 生　年　月　日	講　習　日 講　習　番　号	実車の有無	受講期間の確認	備　考
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	
		 （　　年　月　日生）	年　月　日　時 	有　無	□　確認済み	

別記様式第7号(7関係)

高齢者講習同等課程実施状況報告書(臨時)

年　　月　　日

徳島県公安委員会　　殿

(教習所名)
管理者

番号	免許証番号	氏　　名 生　年　月　日	講　習　日 講　習　番　号	実車の有無	受講期間の確認	備　考
		 (　　　年　　月　　日生)	年　　月　　日　　時 	有　　無	□　確認済み	
		 (　　　年　　月　　日生)	年　　月　　日　　時 	有　　無	□　確認済み	
		 (　　　年　　月　　日生)	年　　月　　日　　時 	有　　無	□　確認済み	
		 (　　　年　　月　　日生)	年　　月　　日　　時 	有　　無	□　確認済み	
		 (　　　年　　月　　日生)	年　　月　　日　　時 	有　　無	□　確認済み	
		 (　　　年　　月　　日生)	年　　月　　日　　時 	有　　無	□　確認済み	